

令和3年（ネ）第83号放送法遵守義務確認等請求控訴事件

控訴人ら 宮内正厳外109名

被控訴人 日本放送協会

## 意見陳述書

2022年2月21日

大阪高等裁判所第6民事部B係 御中

控訴人ら代理人

弁護士 佐藤真理

1 2017年12月6日の最高裁大法廷判決は、「放送は憲法21条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである」と判示の上、テレビの購入者がNHKの放送を視聴していないとして受信契約の締結を拒否している場合にも、放送法64条により受信契約の締結が義務付けられているとして、「放送法64条は合憲」と判示しました。

しかし、この最高裁判決は、NHKの放送内容については判断していません。

NHKのニュース報道番組が、「安倍チャンネル」あるいは「菅チャンネル」、最近では「岸田チャンネル」状態に陥っていないか、政治的公平で多角的論点明示など公共放送にふさわしいニュース報道を行っているか否かについては、全く判断していません。

2 放送受信料は、地上契約に衛星契約を含めて、月額2170円となっており、決して安くはありません。

本件は、視聴者が、主権者として、「国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与する公共放送」、「権力監視の役割を果たす『市民的公共放送』の実現を目ざして立ち上がった裁判なのです。

一審判決は、「個々の受信契約者ないし視聴者の理解や価値観を基準として、それらの者に対し、豊かで良い、事実を曲げない、有益適切な番組(を)視聴すべき権利ないし法的な利益を一般的に認めることは、被告(NHK)の放送番組編集の自由を著しく制約するものであり、その行使を事実上不可能ならしめるに等しいことからすると、法4条1項各号に定める放送内容に関する義務は、放送に対して一般的抽象的に負担する義務であって、個々の受信契約者に、被告(NHK)に対して、同条を遵守して放送することを求める法律上の権利ないし利益を付与したものと解することはできない」と判断しました。

この点に関しては、控訴人最終準備書面において、田島泰彦氏、西土彰一郎氏、稲葉一将氏、須藤春夫氏、醍醐聰氏、長井暁氏の6名の著名な専門家の論文や意見書によって、個々の受信契約者に対して具体的な権利性を認めると、NHKの番組編集の自由の著しい制約となるとする原判決の誤りを厳しく批判し、放送法4条1項各号の義務を視聴者(受信契約者)に対する個別具体的な義務と捉え、司法救済を認めるべきことを詳述しました。

3 甲516は、控訴人らが加入する「NHK問題を考える奈良の会」が主催し、7つの視聴者団体の後援により、昨年9月4日にオンラインで開催した「NHKに公共放送の役割を果たさせるために」と題するシンポジウムの記録ですが、長井暁氏の次の発言を紹介しておきたい(甲516の13頁)。

「私自身がETV2001番組改変事件にかかわって、その

あと裁判もありましたが、・・・NHKが取材を協力してくれた団体に対しての裁判で、番組編集の自由を振りかざして、取材を受けた側の期待と信頼に応えることは法的に保護されないという判決になりました。奈良の裁判にしても、視聴者が知る権利を主張しているわけですが、それに対して、また「番組編集の自由」を振りかざしている。本来、「番組編集の自由＝編集権」というものは、権力を監視し、時には権力に対峙するための重要な武器として、報道機関に与えられているものであって、取材に協力してくれた市民団体や視聴者に対して振りかざすものではない。そこを履き違えているということを今のNHK執行部がよく考えないと、本当に視聴者から見放されてしまう、と危惧しています。」

- 4 本裁判は、前述の通り、国民の知る権利と民主主義の発達に寄与する公共放送、権力監視の役割を担える公共放送の実現を求めて、NHKを被告として視聴者・国民が提起した裁判であります。

私達は、原審段階から、NHKのニュース報道番組が放送法4条1項各号および国内番組基準に定める番組準則に違反していることを詳細に主張立証してきました。

本日提出の控訴人準備書面(3)では、NHKのニュース報道に関し、①2021年自民党総裁選挙及び②その後の衆議院総裁選挙の各報道が、いかに放送法第4条1項各号に違反しているかについて主張し、さらに③NHKBS1スペシャルが昨年12月26日に「河瀬直美が見つめた東京五輪」を放送し、その中で取材対象の匿名男性に関し、「五輪反対デモに参加しているという男性」「実はお金をもらって動員されていると打ち明けた」との字幕テロップを流した件について、放送法4条1項各号に違反していることを主張立証しました。

- 5 字幕テロップ問題については、NHKは、当初、川瀬監督と視聴

者へのお詫びはしながら、デモ関係者への謝罪を拒んでいましたが、その後、朝日新聞や毎日新聞の社説などを含む厳しい世論の批判を受けて、NHKは何度も説明を変更して来ましたが。

2月10日に弁護士も参加した調査チームによる調査報告書(甲549)を公表して、「字幕は誤り」と認め、6名の懲戒処分を発表しましたが、NHKは放送法9条に基づく訂正放送等(真実でない事項の放送がなされたとの理由で権利侵害を受けた本人や関係者から3ヶ月以内に請求があったときは、遅滞なくその放送事項について調査を行い、真実でないと判明したときは2日以内に訂正または取り消しの放送をしなければならない)を行っていません。

- 6 2021年1月、コロナウイルスの感染拡大が進む中で実施されたNHK世論調査で五輪開催の「中止」、「さらに延期」の合計が77パーセントに達すると、NHKは同年2月の世論調査から、質問と選択肢を、大会開催を前提とするものに変更し、あたかも五輪開催に賛成している人が多数であるかのような結果を導き出しました。また同年4月1日の聖火リレーのインターネット中継で、沿道から「オリンピック反対！」との市民の声が聞こえた途端に音声を約50秒間にわたって消去しました。五輪が始まると、NHKは五輪中継一辺倒の放送を実施し、ニュースの放送時間を大幅に縮小し、日本選手がメダルを獲得するために「ニュース速報」で伝え、大会の盛り上がりを演出し続けたことなど、NHK執行部の政府迎合、五輪翼賛の姿勢こそが、今回の問題を招いた本質とみななければならないのです。詳しくは2つの長井暁論文(甲551と甲558)を参照していただきたいと思います。

BPOの放送倫理検証委員会が今月10日に審議入りすることを決めたと報じられており(甲550)、字幕テロップ問題の本格的検証は今後も続くことになり、注目されるどころです。

- 7 最近のNHKをめぐる問題としては、もう一つ、経営委員会による

NHK会長への嚴重注意の経緯と議事録隠し問題に触れておきたい。

2018年4月24日、「クローズアップ現代+（プラス）」において、かんぽ生命保険の不正販売問題を取り上げ、『郵便局が保険の押し売り！～郵便局員の告白～』を放送した件に関し、NHKが元郵政事務次官の鈴木康雄日本郵政上級副社長らからの抗議・圧力に屈して、続編の放送を11ヶ月も延期し、当時の上田NHK会長に嚴重注意した件に関し、経営委員会が議事録の公表を拒んできた経緯等については、昨年4月の控訴審第1回口頭弁論で意見を述べたところですが、同年6月14日に受信契約者113名が東京地裁に訴状を提出し（甲467）、同年9月から裁判が始まり、2回の弁論が行われました（甲546～547の6を参照して下さい）。

経営委員会事務局が経営委員会の録音記録に基づいて「粗起こし」した2018年10月23日開催の経営委員会の議事内容を同年7月に原告らに開示したものの（甲547の3）、正規の議事録はいまだに作成されておらず、ホームページにも掲載されていません。放送法41条違反の状態が続いています。

粗起こし原稿（甲547の3）によると、森下経営委員会委員長（当時は委員長代行）が「今回の番組の取材を含めて、極めて稚拙といえますかね。さっき、取材が正しいという話もあったけれど、取材はほとんどしてないです。・・・実際、現場へ行ってないんです。そのインタビューしたもの的一部だけ捉えているから、全く詐欺行為だとか、自分たちに合うようなストーリーで言葉をとっているわけですよ。それで郵政の連中が怒っちゃったわけです。・・・この番組の取材を含めて、要するに、僕は今回、極めて作り方に問題があると思うんだ。これはこれで、経営委員会の問題というよりも、執行部として僕はしっかり考えるべきだと。だから基準はあるようですけど、とにかく、その、うのみにしてインターネットの上だけで番組を

作っていくことが問題だと思います。」(4～5頁)などと発言しているのです。

経営委員会はNHKの最高機関であり、経営委員は個別の放送番組の編集に干渉することは許されていません(放送法32条2項)。森下氏は、自らの明瞭な放送法違反を糊塗し、ごまかすために、「遅滞なく」作成すべき議事録の作成、公表を怠ってきたのです。

- 8 NHKのニュース報道については、2001年E T V番組改編事件を始め、政治や行政の介入が度々行われてきた。B P Oが存在し、視聴者の基本的人権の擁護のために、NHKや民間放送局に対し、意見や見解を伝え、放送界の自律と放送の質の向上のために大きな役割を果たしているが、基本的には放送倫理の向上をめざす機関であって、NHKのニュース報道に対して、「放送法遵守義務を果たしておらず、違法である」と判断するような権限は持っていない。

世界では、放送に関しては、政府から独立した行政委員会が管理運営するのが通例となっている。日本でも1950年の電波三法の施行により、電波管理委員会が放送の権限を握ったが、2年足らずで電波管理委員会が廃止され、以後、政府が直接、放送を管理してきた。先進国で放送に関する独立行政機関を持っていないのは、日本とロシアくらいである。このような状況の下、放送法が定める政治的公平、事実を曲げない、多角的論点明示の意義が何かを最終的に判断し、放送法の秩序を護るのは裁判所しかありえない。放送法の秩序が保たれないとなると、放送法は無用となり、廃止に向かうことにもなりかねない。

放送法の意義は何かを判断する役割は法治国家では裁判所しかありえないのである。控訴人らは実際に受信料を支払い、また放送を監視し、良い放送は広げ、激励している視聴者団体に

参加している者であり、裁判を提起し、遂行するに最も相応しい視聴者らである。

本件はいずれにせよ、最高裁の判断を受けるべき訴訟である。御庁が、1審判決を乗り越え、控訴人らの放送法遵守義務確認請求、及び損害賠償請求に関し、正面から向き合い、実のある実体判決を行われるよう、強く求めるものである。

以上